

預金保険法第五十九条第二項第四号の規定に基づき破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣の定めるものを指定する件

(昭和六十一年六月三十日大蔵省告示第四百号)

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項第四号の規定に基づき、破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のとおり定め、昭和六十一年七月一日から適用する。

- 一 破綻金融機関の経営体制の整備
- 二 破綻金融機関の再建計画の策定